

令和8年度  
あきる野市役所本庁舎  
自動販売機設置事業者  
募集要項

令和8年6月  
あきる野市総務部総務課

## 令和8年度 あきる野市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

### 1 趣旨

本要項は、あきる野市（以下「市」という。）の「自動販売機の設置に関する取扱基準」に基づき、本庁舎に自動販売機を設置するに当たり、必要な事項を定めるものです。

### 2 公募物件

公募物件（以下「貸付物件」という。）は、別表「貸付物件一覧」のとおりです。

### 3 応募資格要件

次の要件を全て満たす者に限り応募することができます。

- (1) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有する者。個人にあっては市内に居住し、市内で事業を営んでいる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 申込みの日までにおいて、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- (7) 国税又はあきる野市税の未納がないこと。
- (8) 本募集要項に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機設置事業者（以下「借受人」という。）自らが貸付物件に飲料等を販売する自動販売機を設置し、貸付期間中継続して営業及び運営をする事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力及び能力を有する者であること。
- (9) 令和6年度及び令和7年度において、自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

### 4 申込みに必要な書類

- (1) 申込者が法人の場合
  - ア 応募申込書
  - イ 貸付料率提示書（物件ごとに封筒に入れ、代表者の印を割印し、封筒表面に法人名及び物件番号を記載してください。）
  - ウ 販売品目一覧
  - エ 設置する自動販売機のカatalog等（寸法、消費電力等が確認できるもの）
  - オ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - カ 国税の納付証明書（その1）（税目「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の直近の証明書2種類）
  - キ 市税納付状況調査同意書（市内に本店、支店又は営業所等がある法人のみ。該当しない場合は提出不要です。）
- (2) 申込者が個人の場合

- ア 応募申込書
- イ 貸付料率提示書（物件ごとに封筒に入れ、**代表者の印を割印し**、封筒表面に代表者名及び物件番号を記載してください。）
- ウ 販売品目一覧
- エ 設置する自動販売機のカatalog等(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- オ 身分証明書（本籍地の市区町村で発行した破産者等でないことの証明書）
- カ 国税の納税証明書（その1）（**税目「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の直近の証明書2種類**）
- キ 市税納付状況調査同意書

※ 証明書等の書類について

応募書類のうち、**「商業登記簿謄本」、「納税証明書」及び「身分証明書」は、いずれも発行後3か月以内のもの**を提出してください。複数の物件を申込みされる場合は「貸付料率提示書」以外の書類は1組の提出で構いません。ただし、物件により販売品目又は設置する自動販売機が異なる場合、「販売品目一覧」又は「設置する自動販売機のカatalog等」は物件ごとに提出してください。

※ 提出書類は返却しません。

※ 市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。

## 5 契約上の主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本件は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

### (2) 貸付料

貸付基本額（自動販売機1台につき、月額2,000円とする。）及び毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。）の合計額 **各物件の最低貸付料率は、貸付物件一覧をご確認ください。**

### (3) 貸付期間

貸付期間は、**令和8年8月1日から令和11年7月31日まで**です。

### (4) 貸付物件の用途等

貸付物件は、自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）及び回収ボックスの設置並びに運営に伴う工事費用及び光熱水費等の費用は、借受人の負担とします。

### (5) 禁止事項

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用すること。
- イ 貸付物件に建物を建築すること又は工作物を設置すること。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- オ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類又はその類似品を販売すること。

### (6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡します。

返還の際は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

#### (7) 自動販売機及び回収ボックスの設置

- ア 自動販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）は、貸付面積内に収まるものとし、回収ボックスが使用可能な状態で常時設置されていること。
- イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- ウ 自動販売機は、電子マネー決済対応機とすること。（交通系電子マネー必須）
- エ 貸付物件番号2については、災害や緊急事態における停電時に対応する災害救援ベンダーを搭載した機械を設置すること。また、併せて簡易トイレ等の救援物資が搭載されている備蓄ボックスを設置すること。なお、救援物資については、借受人が設置すること。
- オ 貸付物件番号3及び4については、災害や緊急事態における停電時に対応する災害救援ベンダーを搭載した機械を設置すること。
- カ かがまずに商品が取れる取出口や低い位置にあるボタンなど全ての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。
- キ 売上金額、売上個数及び使用電力量を所定の書式により報告すること。
- ク 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機及び回収ボックスを設置し、設置後は、その旨を当該施設管理者に報告すること。
- ケ 自動販売機及び回収ボックスの設置に当たっては、施設のく体に負担のかからない方法によるとともに、転倒防止策を講ずる等安全に十分配慮すること。
- コ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行き、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
- サ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲内にあると解さないこと。

#### (8) 自動販売機の販売品

- ア 販売品は、貸付物件一覧の販売品目のおりとする。
- イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、賞味期限を厳守する等販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- エ 自動販売機の販売品は、メーカー希望小売価格より安い価格で販売すること。

### 6 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を十分に確認の上、お申込みください。

- (1) 受付期間 **令和8年6月17日（水）から6月30日（火）まで**（土曜・日曜日を除く。）  
午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 受付場所 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地  
あきる野市役所総務部総務課庶務係（本庁舎4階南側）  
電話番号（042）558-1329
- (3) 申込方法 受付場所に直接書類を持参してください。  
※ 郵送、電話、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

### 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない提示書又は一定の数字をもって貸付料率を表示しない提示書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の提示書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- (5) 提示書の貸付料率を訂正した入札
- (6) 入札者の記名押印のない提示書による入札
- (7) 提示書の記載事項が不明な入札
- (8) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (10) 最低貸付料率に達しない貸付料率で入札した者の入札
- (11) 本募集要項で指定した以外の方法による入札

## 8 落札者の決定

落札者は、最低貸付料率以上の率をもって有効な応募を行った者のうち、最も高い率を提示した者としてします。

また、落札者となるべき入札をした者が2人以上いるときは、開札立会職員が「くじ」を引き落札者を決定します。

## 9 契約の締結等

落札者は、**令和8年7月15日(水)まで**(土曜・日曜日を除く。)に市と自動販売機の設置に関する契約(以下「本件契約」という。)を締結すること。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人(落札者)の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。

## 10 貸付料及び電気料の納入

貸付料及び自動販売機に係る電気料については、次の算定式により算出し、6か月ごとに市が発行する納入通知書により請求します(1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する)。

なお、納入期限については、納入通知書に定める日になりますが、納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限とします。

【貸付料(月額) = 貸付基本額 + (毎月の売上金額 × 貸付料率)】

【電気料(月額) = (料金単価 ± 燃料費(等)調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 ± 市場価格調整額) × 借受人が設置した子メーターの表示する使用電力量】

※ 電気料の項目に追加・変更があった場合は、これに従うものとします。

## 11 その他

(1) 事情により予告なく公募を変更し、又は取りやめる場合等があります。この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

(2) 本募集要項に関する問合せ先は、次のとおりです。

あきる野市役所総務部総務課庶務係

電話番号(042)558-1329

## 貸付物件一覧

財産の名称 : あきる野市役所 本庁舎  
 所在地 : 東京都あきる野市二宮350番地  
 財産管理者 : あきる野市長 中嶋 博幸

貸付物件番号	貸付箇所	貸付面積 (横幅×奥行)	最低貸付料率	販売品目	摘要
1	3階東側	0.9m×1.0m =0.9㎡ (回収ボックスの面積を除く。)	10%	清涼飲料 (缶・ペットボトル・紙パック・紙コップ飲料)	電子マネー決済対応機 (交通系電子マネー必須)
2	1階東側	1.2m×1.0m =1.2㎡ (回収ボックスの面積を除く。)	20%	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	電子マネー決済対応機 (交通系電子マネー必須) 災害救援ベンダー搭載機 及び簡易トイレなどの救援物資が搭載されている 備蓄ボックスの設置
3	1階西側	1.0m×1.0m =1.0㎡ (回収ボックスの面積を除く。)	20%	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	電子マネー決済対応機 (交通系電子マネー必須) 災害救援ベンダー搭載機 の設置
4	地下職員 休憩室①	1.2m×1.0m =1.2㎡ (回収ボックスの面積を除く。)	10%	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	電子マネー決済対応機 (交通系電子マネー必須) 災害救援ベンダー搭載機 の設置
5	地下職員 休憩室②	1.0m×1.0m =1.0㎡ (回収ボックスの面積を除く。)	10%	清涼飲料 (紙パック・紙コップ飲料)	電子マネー決済対応機 (交通系電子マネー必須)